

令和3年第11回

東大和市農業委員会議事録

令和3年11月25日

東大和市中心公民館301号室

東大和市農業委員会

令和3年第11回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年11月25日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市中心公民館301号室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第25号 農地法第4条の規定による届出について
日程第4 報告第26号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第15号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行
いる旨の証明願いについて
日程第6 議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請に
ついて

5 出席委員(15名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 鈴 木 哲 | 2 番 比留間 淳 二 |
| 3 番 西 川 慶 子 | 4 番 内 野 芳 夫 |
| 5 番 原 正 男 | 6 番 森 田 良 子 |
| 7 番 町 田 悦 郎 | 8 番 岸 光 敏 |
| 9 番 杉 本 実 | 10 番 岩 田 高 雄 |
| 11 番 和 地 毅 | 12 番 橋 本 訓 夫 |
| 13 番 小 林 由美子 | 14 番 大 羽 敬 子 |
| 15 番 大 熊 和 春 | |

6 欠席委員 (なし)

7 出席した職員

事務局長 小 川 泉 係 長 岩 田 豊 和

8 会議の結果

報告第25号～26号について、専決処理を確認した。

議案第15号～16号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はございません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和3年第11回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第25号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第26号 農地法第5条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、議案第15号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

日程第6、議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請1件についてご

審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、8番、岸 光敏委員、9番、杉本 実委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第25号

議長 続きまして、日程第3、報告第25号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

岩田係長。

係長 （議事日程に基づき報告 3件）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第25号 農地法第4条の事案につきましては、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第26号

議長 続きまして、日程第4、報告第26号 農地法第5条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき報告 1件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第26号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。
なお、専決処理をしておりますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第15号

議 長 続きまして、日程第5、議案第15号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営
を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 （議事日程に基づき説明 3件） それでは、議案第15号につきまして朗読並びにご
説明申し上げます。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 今回の事案はそれぞれ立会いがあるということですが、1番について、立会いの方
はどなたでしたか、お教えいただきたいと存じます。

議 長 岩田係長。

係 長 1番の事案の立会人は、申請者本人と奥様の2名です。

議 長 よろしいですか。

町田委員 はい。もう一点よろしいですか。

納税猶予の場合、会長が行かれることが今まで少なかったかなと思いますが、今回、同行
されていますけれど、何か特段理由がございいますか。

議 長 岩田係長。

係 長 基本的に私と農地部会長で行っていますが、今回、この後の議案第16号、3条許可
の案件がありましたので、会長に同行いただきました。また、適格者がある場合にも会長に

も同行いただいています。引き続きは、3年に1回ですので、会長の同行は求めています。

町田委員 もう一点よろしいですか。

議 長 はい、町田委員。

町田委員 写真からご覧いただきますと、あまり、ストレートな表現は使いにくいのですが、所有者ご本人様がどのような考えで農地管理をされているのか、また、将来を見据えますと心配になるのですけれども、その辺は現地で何か話をされた経緯というのはございますか。

係 長 現況の話しかしておりませんので、将来についてのお話はしていませんね。

町田委員 どちらかという、写真を見る限りでは、全体に除草はされているのですが、今後を見据えたときに税務署からの指摘に、お気をつけいただいたほうがいいかなと感じたものですから。

以上でございます。

議 長 ほかに、申請番号1番についてご質問ございますか。

大熊委員。

大熊委員 すみません、1点だけ。

1番の農地、有効活用という観点からいえば、実際に利用されている農地というのは、全体の半分ぐらいなのかなという印象を受けるのですが、有効活用という観点というのは、引き続き農業経営を行っている旨の、今農業経営を行っているという、これはもちろん税務上のいろいろな条件の中に入っているのか、入っていないのか、どうなのでしょう。もしご存じでしたら教えていただけますか。

議 長 岩田係長。

係 長 今のご質問ですけれども、特に細かく全部効率的に利用するというのは、なかったとは思いますが。ただ、農地として、全部効率的に利用するというのは、もともとありますので、そういう意味では、あるといえはあるのかもしれないですね。

大熊委員 いろいろ条文の中に、特例適用の中の条件として明記はされていないのか。

係 長 それは見たことありません。税務署のほうの考え方は分かりませんが、市のほうの農地の見方として、別にそれが具体的に出ているということはないと思います。

大熊委員 分かりました。

係 長 あくまでも税務上の制度ですので。我々は畑を見ています。

大熊委員 でも、これは税務上の制度ですよ。

係 長 そうです。ですから、その税務所が、どこまでみているか分かりません、全部効率

的にというのが一個一個あるかどうかというのは、ちょっとわかりません。

大熊委員 でも、条文の中には入っているのでしょうか。

係 長 条文は見たことないです。そこまで詳しくは見たことないので、分かりません。

大熊委員 その観点では詳しく承知していないと、そういうことですか。

係 長 ですから、見てはいます。見てはいますけれども、どれをもって全部効率的かというのはなかなか、ケース・バイ・ケースだと思いますね。果樹であれば、ある程度隙間があっても、それはしょうがないのかなと。そこは、どのぐらい間があつたらいいのか、いけないのかというのはございませんので、全部効率というのは、ある意味で見てはいますが、何ををもって全部効率かというのは、個々のその場での、野菜の種類や果樹だという判断だと思います。

例えば、野菜畑で半分空いているといっても、それは地力回復のために空けているのであれば、それを駄目とは決して言い切れませんので、そういうときは事情聴取して話す。だから、そういう全体的のことがありますので、個々のケースで、この場合はこうだという目安はないです。

大熊委員 ただ、このケースだと、全面とっていいぐらい防草シートを敷いているわけですよ。ですから、明らかに、樹木を植えている部分、面積部分は活用していて、そうでない部分というのは、言ってみれば、防草の目的だけで使っていると、いわゆる作物栽培という観点からは使っていないということになりますよね。

係 長 そうですね。ただ、防草シートは、果樹で敷いちゃいけないということもございませんので、ただ、その敷いている部分が目立つといえば、目立つかもしれないですね。

大熊委員 防草シートを敷いて、いってみれば遊休というか、遊んでいる面積部分が比較的多いのかなというふうな印象を受けた。でも、特に、租税特別措置法の中に、有効活用とか、効率活用というのが明記されていないのであれば、そういうことで分かりました。

係 長 そこは後で確認します。明記されているかどうか、私が把握していないことなので。どれだけ空いちゃいけないのか、その線引きというのは、非常に難しいと思います。

議 長 相続税納税猶予制度の手引書は2人とも持たれているのですけれども、特に果樹だからこうだとか、野菜畑だからこうだとか、そういう解釈は全然ありません。基本的には、納税猶予にかけた土地が、適正に管理されていればいいと、これしかないのです。細かい、果樹の場合はこうだとか、野菜畑の場合はこうだとかいう定義というのは全くないのです。

ただ、9月のパトロール等で雑草がひどいとか、あるいは何か違法である看板、そういうものがあれば、雑草の刈取りとか撤去をお願いするとか、そういう指導は農業委員会でできるわけです。あとは農業者個人の耕作の判断になりますので、こちらからは細かく農業者に指示はできかねます。また、税務署も、若い新入社員といいますか研修中の人なんかは、立川税務署の場合ですけれども、結構市内をあちこち研修で納税猶予地を見られたりはしているようです。もう5年ぐらい前ですかね、国分寺でも1件、ちょっとこれはよくないねという指摘がある程度で、納税猶予が解除されるということはない。

ほかにご質問ありますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 立会人がどなたか、教えていただきたいと思います。

議 長 岩田係長。

係 長 ご本人でございます。

町田委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにご質問ありますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたしました。

◎議案第16号

議 長 続きまして、日程第6、議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転等許可申請2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明2件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

本事案は、農地法第3条第1項の規定による所有権移転等の許可申請について、農業委員会が許可する事案でございます。

申請番号1番の議案について、ご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたら、お受けいたします。

大熊委員。

大熊委員 直接この農地についてどうこうというわけではないのですが、今までこのお二人、半分ずつの持分割合で所有していたわけですが、これ、農作業をやっておられたのでしょうか、ちなみに。今まで農地としての、どうされていたのですかね。

議 長 岩田係長。

係 長 この所有者とは会ってはいませんので聞いてはいませんが、現状茶畑になっておりますので、耕作はされていたというふうに確認しております。

以上です。

大熊委員 多分、ご親戚が代わりに面倒を見てあげていたという、そういうことなのかなと思うのですが、そんな感じですかね。

係 長 それはちょっと分かりません。

大熊委員 分かりました。結構です。

議 長 ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、許可することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番の議案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、許可することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で全日程を終了いたしました。

(午後 2時45分)